

防医教教第630号
27. 3. 30

事務局 長
医学教育部 長
病院 長 殿
教務部 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長

防衛医科大学校における研究者等の行動規範について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

防衛医科大学校は医師である幹部自衛官並びに保健師及び看護師である幹部自衛官及び技官となるべき者を養成し、自衛隊の任務遂行に必要な医学及び看護学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練並びに臨床に関する教育訓練を行うとともに当該研究を行うことを目的として置かれているところであり、当該教育訓練及び研究を遂行するに当たっては国民からの信頼を得ることが重要である。

そのため、教育訓練及び研究に携わる者、とりわけ研究を行う者及びこれを支援する者（以下「研究者等」という。）は、研究の信頼性及び公正性を確保するため、「科学者の行動規範」（平成18年10月3日日本学術会議。平成25年1月25日改訂）に準拠した、別紙「防衛医科大学校における研究者等の行動規範」（以下「本規範」という。）に基づき行動されたい。

添付書類：別紙

防衛医科大学校における研究者等の行動規範

第1 研究者等の責務

1 研究者等の基本的責任と努力義務

- (1) 研究者等は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、地球環境の持続性の確保に貢献する責任をもつ。
- (2) 研究者等は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究によって得られる知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

2 研究者等の社会的責任等

- (1) 研究者等は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。
- (2) 研究者等は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用に当たっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
- (3) 研究者等は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

3 研究者等の研究成果の適切な公表等

研究者等は、自らの研究の成果が、研究者等自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表に当たっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

第2 公正な研究

1 研究活動

研究者等は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者等は研究成果を論文等で公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱い、研究費の適正な使用を徹底し、ねつ造、改ざん、盗用、研究費の不正使用等の不正行為を為さず、また、加担しないことはもとより、不正行為の未然防止に努める。

2 研究環境の整備及び教育啓発の徹底

研究者等は、科学者コミュニティの一員として、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自身が所属する組織の研究環境の質的向上と不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組むものとする。

3 研究対象等への配慮

研究者等は、研究への協力者の人格及び人権を尊重し、福利に配慮する。動物等に対しては、真摯な態度でこれを取り扱う。

4 他者との関係

研究者等は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判に謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果等の業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者等相互の評価に積極的に参加する。

第3 その他研究者等としての矜持

1 社会との対話

研究者等は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者等の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解りやすく説明する。

2 科学的発信

研究者等は、自らの研究活動が究極的には公共の福祉に資するものであることを十分に認識し、客観的で科学的な根拠に基づく公正な対外的発信を行う。その際、研究者等の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的発信の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

3 政策立案・決定者に対する科学的助言

研究者等は、防衛省等の政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見がその政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであると認められる場合であるとしても、当該知見が政策決定の唯一の判断根拠ではないことを自覚する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じてその決定過程における科学的な根拠について、社会への合理的説明が必要であることを政策立案・決定者に助言する。

第4 法令の遵守等

1 法令の遵守

研究者等は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令及び関係規則を遵守する。

2 差別の排除

研究者等は、研究、教育、学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応し、個人の自由と人格を尊重する。

3 利益相反

研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言等において、個人と組織、又は異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。